

とびなわの検査マニュアル

制定 平成元年7月20日
一部改正 2015年4月1日
一般財団法人製品安全協会

3. 形式分類

(1)「回転機構」とは、ロープのねじれを少なくするため、グリップとロープとを相互に回転可能とする機構をいう。

従って、付図1の機構も回転機構とみなすものとする。



4. 安全性品質

1. (2) 認定基準

「すれ」とは、表面が摩擦などにより部分的に傷ついていることをいう。

1. (4) 認定基準

「左右のグリップは、均一」とは、左右のグリップの外径、長さが概ね等しいことをいう。

1. (5) 認定基準

「調節可能なもの」とは、調節用キャップなどが付属しているか、又は、取扱説明書に調節方法が記載されているものをいう。

1. (5) 基準確認方法

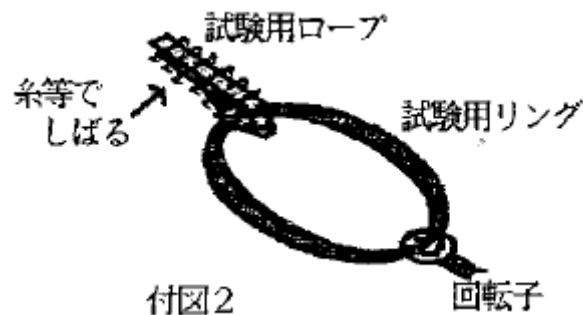
取扱説明書の指示に従い、ロープの長さを調節後、十数回程度使用することにより、容易に緩まないことを確認する。

1. (6) 基準確認方法

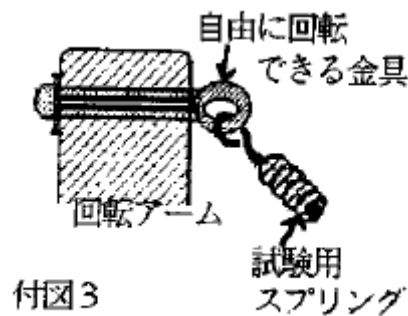
十数回程度使用することにより認定基準の項目を確認する。ただし、ロープの長さが調節可能なものにあっては1. (5)の使用の際、同時に確認してもよい。

2. (1) 基準確認方法

- ア. 「試験用ロープ」とは、呼び径8～9mm程度の綿ロープ、又はこれと同等程度の綿密度及び伸び率を有するロープとする。
- イ. 「試験用リング」とは、線径2mm程度の鋼線を使用した直径約20mmのリングをいう。なお、リングと回転子との接続は、溶接の他、はんだ付け又は機械的接合によってもよい。
- ウ. 図1の「スプリング」は、線径1.5mm、巻径15mm、自然長100mm程度のばねで、2kgfの力を加えたとき伸びが約40mm程度のものをいう。
- エ. 図1において、試験用ロープと試験用リングとの結合及びスプリングと試験用ロープとの接合は、付図2の方法による。



- オ. 図1において、スプリングと回転アームとの結合は、付図3の方法による。



- カ. 試験中にロープがたるむ場合は、試験を一時中断しロープの長さを調節する等の方法によりロープのたるみをなくした後試験を再開するものとする。
- キ. 「約200r/min」とは、一分間に200±10回とする。
- ク. 25,000回の判定は、カウンタによる他、25,000回転相当の時間を計測することにより行ってもよい。
- ケ. 「各部に破断、外れ等の異状等がないこと」には、回転式のものにあつては、回転子と軸受とを手で軽く操作したとき両者が分離しないことを確認するものとする。

2. (2) 基準確認方法

「規定の荷重」は、力を加える速度が調整できるものにあつては分速100mm以下とし、力を加える速度が調整できないものにあつては衝撃が加わらないよう静かに力を加えることとする。

3. (1) 基準確認方法

平均値は、小数点以下第1位を四捨五入し整数値に丸めるものとする。

3. 表示及び取扱説明書

2. (5) 認定基準

「とびなわの全長」とは、グリップを含めた長さをいう。ただし、グリップの長さを含めない値を表示することに代えてもよいがその場合は、その旨を明記すること。

また、調節可能なものにあつては、調節可能範囲を示すことが望ましい。